

## 集落営農の地域性と集落型農業法人の存立基盤 — 島根県における集落営農を主要対象として —

谷口 憲治

### Regional Characteristics of Village Farming and Existence Base of Village Farming-type Farm Corporations

Kenji Taniguchi

**Abstract** Recently village farming function is valued for maintaining Japanese agricultural product and rural associations. But it is very insufficient to study on existence base of village farming compared with its function. The following points were made clear in this study. 1) The establishment of village farming was in the order Hokuriku, Kinki and Chugoku district, but that of rice product village farming was in the Hokuriku, Chugoku and Kinki. 2) The village farming in Chugoku was small size and covered over all village areas. 3) The most of all village farming-type farm corporations in Shimane Pref. was established in the upper reaches, because it was the most easiest place to use land and water for farming. 4) The establishment conditions of village farming-type farm corporations was not the most favorite and 5) For that conditions farmers was necessary to combine for maintaining of their farm and life in the areas.

## 1. はじめに

農業・農村振興における集落機能の役割については、戦後、自作農主義に基づく農地改革が実施されて以降、それを否定していくことが「農業の近代化」の課題となっていたが、高度経済成長による農地価格高騰と農家の兼業化により、大規模個別自作経営が困難になってくると、国際化の中で効率的な農業経営を推進していくためという積極的な視点で集落機能が評価されるようになってきた<sup>1)</sup>。つまり、個別自作経営は、それが兼業化、高齢化により不可能になった農家の農地を借地し、農作業を受託することによって大規模化を進めていき、他方、そうした個別経営による大規模化の対応が出来ない所では農家同士が自ら任意組合や農業法人という組織を作ることにより大規模化による効率経営を目指したが、そこにおいて農業生産を継続していくためには集落機能が不可欠であることが明確になってきたのである<sup>2)</sup>。

こうした事態の認識は、政策面で1999年の食料・農業・農村基本法において明らかにされたが、研究面ではそれ以前から農村社会研究分野を中心に集落機能研究が行われ、日本農業発展における集落の機能についての指摘

がなされてきた<sup>3)</sup>。ただ、そこにおいてその機能は明らかにされてきたものの、機能発揮の条件を明らかにすることが不十分であったために集落機能発揮を実現させていく過程の考察が求められている。

こうした集落機能発揮条件とその実現過程を明らかにするために集落を組織基盤にした農業・農村組織が分析対象となるが、本稿では、その代表的形態である集落型農業法人の存立基盤についての考察を行うことにする。つまり、集落型農業法人は、集落機能を発揮出来ている具体的存在であるために、その存立条件、特に集落を取り巻く客観的条件としての農村構造の特質を明らかにすることにより集落機能発揮条件を明らかにし、その法人設立・発展の条件を探ろうとするものである。以下、2000年農林業センサスの一つの基礎資料として、農業生産の組織化が進む集落形態を明らかにし、次いで、わが国で最も集落型農業法人の組織化が進む島根県を対象に考察していくことにする。

## 2. 集落型農業法人の設立状況

### (1) 集落型農業法人の定義

ここで述べる集落型農業法人とは、集落を基本的な組

織範囲としそこに在住する農家が農業経営を法人形態で組織化したものとする。具体的には、1992年に新政策（「新しい食料・農業・農村政策の方向」）において示された組織経営体を法整備した1993年の農業経営基盤強化法における特定農業法人である<sup>4)</sup>。つまり、新政策において「望ましい稲作経営の展望」において今後10年後に「地域農業の基幹となる経営体」として「個別経営体」とともに「組織経営体」を示したが、それに対応する形で農業経営基盤強化法では「認定農業者」と「特定農業法人」を育成して新政策の方針を実現に向けて具体化した。特定農業法人は、集落を基本的単位とした農業生産法人であり、小規模兼業農家や高齢者農家が多く存在している地域で、すでにある任意組織の集落営農を法人化し、農地集積の受け皿となる組織として設置されることになった。その後の法改正で、現在、「担い手不足の地域で地区内の農用地の過半数を集積し、集落等の地縁的まとまりがある区域内の農用地について所有・利用等の権利を有する者の3分の2以上が構成員となって組織される」ことにより、「認定農業者とみなす」農業生産法人となっている。さらに、2004年4月から実施されている米政策改革の担い手を、認定農業者とともに「集落型経営体」としており、「みなし認定農業者」である特定農業法人は、認定農業者と同じ要件でこの政策からその恩恵を享受することとなっている<sup>5)</sup>。

## (2) 集落営農存立の地域的特徴 - 集落型農業法人の組織基盤 -

集落型農業法人は、「集落等の地縁的まとまり」により組織化されているが、その組織化が任意組織の「集落等の地縁的まとまり」である集落営農が存立基盤となっていることから、その存立の一要因は集落営農の存立要因をみることにより明らかとなる。2000年における集落営農の存立状況を農林水産省資料からみたのが表1である。

ここで示す集落営農の定義は、表の注に示したものであるが、地方別に見ると北陸、近畿、中国の順に多いが、主要作目が水稲・陸稲である稲作組織の割合が、中国、北陸、東海の順に高くなっているため、その組織数は、北陸、中国、近畿の順となる。1都道府県についてみると、北海道が最も多く、北陸、中国の順になるが北海道は稲作組織の割合が低いいため、稲作組織数では、北陸、中国、近畿の順となる。また、総農業集落数に対する集落営農数を見ると、全国平均は7%余りで、北陸、近畿、北海道、中国の順となっているが、稲作組織では北陸、近畿、中国の順となる。これらのことから県領域、集落形態に地方差があるという限定はついていないが、ここに示す集落営農は北陸、近畿に多く、稲作組織では、北陸、中国が多く、その割合は中国が最も高くなっている。

次に、同じ資料で集落営農の組織内容をみたものが表2である。

ここでは主として集落営農が多く存在する北陸と中国

表1 集落営農の存立状況（2000年）

	総農業集落数	集落営農数計	内稲作組織	稲作割合	組織数/県		集落営農割合	稲作集落割合
					総計	稲作		
全 国	135163	9961	7002	0.703	211.9	149.0	0.074	0.052
都 府 県	128526	9314	6836	0.734	202.5	148.6	0.072	0.053
北 海 道	6637	647	166	0.257	647.0	166.0	0.097	0.025
東 北	16982	990	540	0.545	165.0	90.0	0.058	0.032
北 陸	10696	2005	1642	0.819	501.3	410.5	0.187	0.154
関東東山	25149	289	180	0.623	32.1	20.0	0.011	0.007
東 海	12007	1022	779	0.762	255.5	194.8	0.085	0.065
近 畿	11347	1939	1287	0.664	323.2	214.5	0.171	0.113
中 国	18589	1703	1416	0.831	340.6	283.2	0.092	0.076
四 国	10406	134	87	0.649	33.5	21.8	0.013	0.008
九 州	22622	1232	904	0.734	176.0	129.1	0.054	0.040

（資料）農林水産省「農業構造動態調査 - 集落営農 -」,「2000年世界農林業センサス第9巻」

（注）「集落営農」は「農業集落を単位として、農業生産過程における一部又は全部について共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農」で「農業機械の所有のみを共同で行う取組、栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組は含めない」とある。

「総農業集落数」は、「センサス」の数値

表2 稲作集落営農の内容(2000年)

	協業経営体率	1集落組織率	19戸以下率	収入なし率	作業料金なし	10ha未満	作業1ha未満	1集落田ha	1集落請負田	オペレーター	
										なし	1-2人
全国	0.173	0.815	0.344	0.785	0.252	...	0.693	...	7.4	0.092	0.103
都府県	0.175	0.816	0.334	0.784	0.247	0.271	0.695	24.6	6.9	0.094	0.105
北海道	0.065	0.718	0.738	0.826	0.486	0.224	0.614	105.3	30.2	0.029	0.054
東北	0.143	0.770	0.302	0.862	0.125	0.064	0.553	43.0	12.5	0.039	0.185
北陸	0.327	0.892	0.410	0.648	0.148	0.174	0.535	26.2	5.5	0.016	0.064
関東東山	0.086	0.617	0.134	0.866	0.006	0.268	0.634	24.4	6.9	0.034	0.078
東海	0.225	0.662	0.232	0.684	0.350	0.225	0.709	29.6	16.9	0.071	0.08
近畿	0.183	0.959	0.207	0.763	0.317	0.319	0.885	21.9	2.1	0.165	0.075
中国	0.059	0.725	0.437	0.880	0.303	0.458	0.751	15.2	3.3	0.091	0.167
四国	0.191	0.784	0.364	0.909	0.480	0.606	0.751	13.2	4.0	0.451	0.091
九州	0.076	0.816	0.364	0.925	0.246	0.259	0.708	26.1	8.0	0.168	0.096

(資料) 農林水産省「農業構造動態調査-集落営農-」2002年3月

(注) 「10ha未満」の北海道は「30ha未満」

を比較して特徴を示すことにするが、1集落営農の耕地面積は、北陸は26.2haで、都府県では東北、東海に次いで大規模で、四国に次いで小規模で15.2haの中国の1.7倍となっている。このため、耕地面積が10ha未満の組織率は、中国が0.458で四国について多くなっており、東北に次いで少ない北陸の0.174と比べると小規模な組織が多いことがわかる。また、作業請負面積について中国は小規模で1ha未満の集落営農の割合が0.751と近畿に次いで高く、そのため作業料金なしの割合が他と比べて高く、作業請負面積も他と比べて小規模となっている。これらのことから、北陸、中国とも19戸以下の組織が多く、1集落のみで組織される割合は北陸が0.892と近畿に次いで高率であるが、農家1戸当たり規模と1集落当たり規模は、中国に比べて北陸が大規模であるといえる。こうした結果、中国の集落営農は、農産物販売収入なしの組織が0.880と高く、オペレーターの人数も少なく、協業経営体比率も少なくなっている。同じように集落営農の存立は高率であるもののその内容は北陸と中国では大きく違っており、その要因について以下、中国の島根県を対象に考察していく。

### 3. 島根県の集落型農業法人存立状況

#### (1) 島根県における協業経営体型集落営農の存立状況

島根県における集落を単位とした農業施策は、1950年代からすでにその必要性が指摘されており、1960年代には県の単独事業にもみられるようになったが、1975年にはじまる農業県農業振興対策事業以降本格化するよう

になった。それは「新島根方式」として全国からも注目されるようになり、現在までそうした考えの農業政策が継承されている。この結果、集落を単位とした農家間の施設・機械利用から農業経営面までの組織化が進み、組織形態が任意組織から法人組織まで多様な集落営農組織が存立するようになった<sup>6)</sup>。これらのことが反映した結果として表1のように中国の集落営農が他地方より多く存立する要因となったのである。ここで集落営農が組織化される要因を探るために協業経営体の存立状況をみたのが表3である。

この表に示された田のある協業経営体型集落営農数と表1の稲作組織数に表2の協業経営体率を乗じて出した組織数を比べた場合、各地方ともこの表の方が多くなっているが、この表は、表1、表2と違って推定値でないことから実態を表しているものである。

この表から既述したように、中国は集落営農が多いものの協業経営体率が低いためにその数は、地方計においても1県当たりでも全国および都府県の平均値を下まわっている。表3の資料には、島根県のデータが掲載されているが、島根の存立状況は中国平均を上回るものの全国および都府県の平均を下回る状態である。そこで、集落営農による集落の田の経営面積に及ぼす割合を見ると、全国および都府県、この組織数が最も多い北陸では、1~2割、3~4割という集落営農が多いのに対し、中国および島根は10割が最多となっており地域的差異を示している。ここで集落営農の経営面積がほぼ集落の全域に及ぶ9割以上という指標でみた場合、中国は、総数、1県当たり数がともに北陸、東海に次いだものとなり、中

表3 協業経営体型集落営農の存立状況

	集落営農による経営面積割合別(田)							1県 当たり	9割 以上	同1県 当たり
	1~2	3~4	5~6	7~8	9	10割	計			
全 国	401	392	216	227	153	282	1671	36	435	9
都 府 県	401	391	213	221	153	282	1661	36	435	9
北 海 道	0	1	3	6	0	0	10	10	0	0
東 北	102	33	35	19	13	21	223	37	34	6
北 陸	111	185	62	67	47	89	561	140	136	34
関東東山	3	7	14	25	6	23	78	9	29	3
東 海	36	39	42	47	41	57	262	66	98	25
近 畿	80	100	24	20	11	28	263	44	39	7
中 国	26	10	18	22	17	37	130	26	54	11
四 国	16	7	4	8	3	7	45	11	10	3
九 州	27	10	14	13	15	20	99	14	35	5
島 根 県	3	0	2	7	7	14	33	33	21	21

(資料) 農林水産省「2000年世界農林業センサス第9巻」

(注) 「集落営農」は「農業集落を単位として、農業生産過程における一部又は全部について共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農」で「農業機械の共同利用、農作業の共同化、栽培協定等、作業の一部に係る物は含めない」とある。0の沖縄は省略

国平均を上回る島根は東海の数値並となるのである。つまり、島根をはじめとする中国は、協業経営体型集落営農数は少ないものの、存在するものは、集落全領域と一体となった形態のもので、その割合が他地方より多く、集落そのものの稲作のウエイト、さらに稲作の地域内のそれが高いために農業生産や農村生活に影響をもつ文字通りの集落営農組織が他地方より多く存在しているのである。こうした存立状況の中で、基本的に集落のほぼ全域を組織単位とする特定農業法人という集落型農業法人に形態変換するこの集落営農が多く、この法人数は中国の島根、広島が全国一、二の組織数となっている。以下、島根を事例に主にその物的な存立基盤についてみることにする<sup>7)</sup>。

## (2) 島根県における集落型農業法人の存立状況

島根県における集落型農業法人である特定農業法人の設立状況をみると2002年度末現在表4のようになる。

この表に示されているように、2002年度末現在、特定農業法人は25組織あり、1996(平成8)年に大和村で最初に設立されてから、毎年3~5法人設立されて今日に至っており、経営形態は有限会社が3法人で、残り22が農事組合法人である。これらの特定農業法人が設立されるまでに何らかの話合いがもたれ検討してきたが、それから特定農業法人となったのは3法人で残り22法人は何らかの集落営農をする組織が変化したものである。これらの法人の集落との関係は、加入戸数が農家戸数を上回っ

ているものが4法人あり、内1法人は集落総戸数全員が参加しており、この法人を典型とするこれらの法人は農業生産、農村生活全体に影響のあるものとなっている。これと実質同じように集落農家の75%以上が加入しているものは、13法人存在し、その内、7法人は加入数が集落総戸数の8割以上で、加入者が集落全般について関与している農業法人で文字通りの集落型農業法人となっている。これに対し、これら集落営農の機能を事業実績により水稲・畑の経営面積、作業受託延べ面積をみると、経営面積で20ha以上あるものが2法人、10ha以上20ha未満が9法人に過ぎず、残りの14法人は10ha未満となっている。ただ、作業受託延べ面積は50ha以上が3法人、20ha以上50ha未満が3法人、10ha以上20ha未満が1法人、10ha未満が9法人あり、実績がないものが9法人となっている。これらの面積が集落の耕地のどれくらいであるかをみると、ここで示した田の属地面積を上回る経営面積をもつものは津和野町のNo.1, 18, 19法人のみである。転作割合を35割とする場合、その属地面積を上回るのは、木次町、平田市、羽須美村、弥栄町、柿木村のNo.24法人となる。この資料で木次町と平田市の経営面積は利用権設定値で実績値ではないために、それ以外のところでは、集落領域程度の経営を行っており文字通りの集落型農業法人としての機能を果たしているのである。

表4 島根県における集落型農業法人の概況

法人 No.	設置 市町村	総 戸数	農家 戸数	加入 戸数	水稻 ha	畑 ha	延受託 ha		属地田 面積 ha	法人化までの共同作業・組織（西暦）	法人 化年
							水稻	畑			
1	鹿島	177	142	61	5.3	7.2	36.6	35.4	93.0	78味噌加工, 90(営)	2002
2	仁多	33	23	23	4.2	0.2	26.3	-	28.0	34・75・95(利)・01(農)	2002
3	横田	18	17	17	8.2	4.2	2.0	-	19.0	87とも補償実行組合・95(営)	2000
4	木次	40	37	20	15.0	0.3	8.8	-	20.0	約20年前から話し合い	1998
5	三刀屋	24	22	18	6.1	0.8	-	-	14.0	78(利), 79(営), 83加工所	1998
6	頓原	20	19	20(4)	8.0	4.1	0.8	-	31.0	95集落営農話し合い開始	1999
7	頓原	...	54	32	22.9	11.4	-	-	66.0	97(営)・(利), (有)	1999
8	平田	50	27	23	16.4	-	-	-	20.0	(営), 85直売所, 01(有)	2001
9	佐田	86	66	20	*16.4	*2.9	-	-	48.0	65・86作業受託組織	1998
10	大和	...	23	20	5.6	1.4	-	-	9.0	88話し合い開始, 95(営)	1996
11	羽須美	...	12	9(1)	7.8	...	*9.8	-	10.0	90(利), 91(営)	1996
12	弥栄	25	25	24	13.7	7.1	-	1.5	16.0	75集落若手組織, 79(営)	1999
13	益田	21	21	16	-	3.0	-	-	9.0	98(営)	2000
14	美都	43	38	9	3.0	-	7.0	0.2	13.0	96(利), 02(有)	2002
15	匹見	51	23	4	5.0	-	12.8	2.0	21.0	97(営)	1999
16	津和野	27	20	17	4.6	-	71.0	-	27.0	78集落後継者会, 87(農)	1997
17	津和野	22	19	16	1.8	-	53.7	-	19.0	80後継者会, 90(営), 93(農)	1997
18	津和野	37	8	19	14.6	-	1.2	-	14.0	96(営)	1997
19	津和野	27	14	21	10.4	-	0.5	-	8.0	70(利)	2000
20	津和野	13	13	12	4.3	-	25.0	-	16.0	88(利)	2000
21	津和野	80	63	30	2.6	-	7.5	-	...	93(営)	2001
22	日原	58	53	58	5.5	-	-	-	23.0	94(営)	2002
23	柿木	20	20	17	9.0	-	-	-	...	92(営), 93(農)	1997
24	柿木	18	14	13	9.2	-	-	-	12.0	98検討開始	1999
25	六日市	14	12	2	6.0	9.3	23.0	9.3	11.0	96(営), 01(有)	2001

(資料) 島根県「しまね集落営農組織」<http://www2.pref.shimane.jp/noushin/einou/list.html>

農林水産省「2000年世界農林業センサス集落カード島根県版」

(注) 資料からは、乾燥・調整・加工実績は省略。-は無し、...は不明、\*は推定、( )集落外内数

(利)施設機械利用組合、(営)営農組合・作業受託、(農)農事組合法人、(有)有限会社

法人化年は、特定農業法人設立年、(農)と同年の場合はこの項目のみ記入。

属地耕地面積は「集落カード」の集落区分による値。

#### 4. 島根県の集落型農業法人存立基盤

##### (1) 集落型農業法人の農地・水の利用構造

2002年度末に25となった集落型農業法人の物的存立基盤をみるために2000年における対象集落の農地および水の利用構造をみたのが表5である。

この表は、「センサス集落カード」による集落区分であるために、実際の集落営農単位とは一致しないものもあるが、既存の資料では実態に最も近いものである。また、2000年段階で集落営農として機能していないものもあるために、Cの項目が0となっているものもあり、個別経営による稲作経営が行われていることがAの項目に示

されてある。ここでAとCは、集落の田を集落内の個人が集落営農組織で耕作されていることを示しており、Bの項目は、集落内の事業体により耕作されている入作となっている。Bの項目が0となっているのは、ここに示される23の法人の内、15法人と最も多く、1割以下のものは5法人、2割以下が2法人、3割が1法人となっており、集落内の農地を利用する場合、集落内の構成員で決定することが出来、このことが集落を単位とした組織的対応を容易にしているのである。こうした農地利用構造に対し、灌漑用水の利用についてみると各法人の河川流域の位置についてみると最上流部に位置しているものが15法人となっており、他のものも中流域の河川合流部や下流域に位置しているものはない。最上流部に位置している

表5 集落型農業法人の農地・水利用構造

No.	市町村名	集落名	A	B	C	流域	No.	市町村名	集落名	A	B	C	流域		
1	鹿島町	南講武	10	0	0		12	弥栄村	門田上	0	0	10			
		北講武	10	0	0				門田下	0	0	10			
2	仁多町	堀	10	0	0		13	益田市	大峯破	8	2	0			
3	横田町	大八川	3	0	7		14	美都町	三谷下	9	1	0			
4	木次町	上槻	4	0	6				三谷中	10	0	0			
		下槻	3	0	7				三谷上	8	2	0			
5	三刀屋町	神代	0	0	10		15	匹見町	下道川下	9	1	0			
6	頓原町	門, 瀬戸	4	0	6				下道川上	9	1	0			
7	頓原町	迫, 小才田, 泉川	9	0	1		16	津和野町	奥ヶ野	2	0	8			
		武智, 奥畑, 張戸	10	0	0				17	津和野町	三歩市	1		1	8
8	平田市	定岡, 金山	7	3	0		18	津和野町	下組	10	0	0			
9	佐田町	日の出	9	1	0		19	津和野町	下高野	9	1	0			
		宮の部	10	0	0				20	津和野町	白井, 木尾谷	10		0	0
		横見	9	1	0						22	日原町		堤田	9
		門曲	10	0	0				24	柿木村				向津	1
10	大和村	比敷	1	0	9		25	六日市町	棧敷	10	0	0			
11	羽須美村	下戸河内	10	0	0										

(資料) 農林水産省「2000年世界農林業センサス集落カード島根県版」

(注) A: 集落内の事業体による個別経営田面積割合, B: 集落外の事業体によるもの(入作), C: 集落営農による田面積割合, 最上流部, 上流部(集落, 主水利河川的位置)

No.は法人番号で表4と同じ。

ということは、河川灌漑を上流域の集落に影響されずに利用できるし、それを集落内部において決定できるのである。最上流域であるために水量が中下流域に比べて少なく、河川灌漑の容易でないところは、それを溜め池灌漑で補ってきた。それだけに集落全体で農業用水管理について管理する慣行が出来上がっていることから集落単位での農業生産、農村生活に組織的に行おうとする社会構造が出来上がったのである。

## (2) 集落型農業法人集落の農業生産構造

集落型農業法人が存在する集落の農業生産構造について示したものが表6である。

まず、これらの集落の耕作放棄地率をみると、県平均を下回っている集落は、ここで対象となる33集落の内、29集落で87.9%におよぶ。これは、この農業法人や表4でみたそれ以前からの組織的生産対応が耕作放棄地の存在を防止しているのであり、特に、5集落、3法人では、耕作放棄地が全く存在せず、21集落、15法人の全集落が県平均の半数の4%以下となっている。この中で耕作放棄地率が県平均を上回っている4集落の内、No.1, 9法人のものは、農家1戸当たり経営面積が少なく、高齢化を示す65歳以上の農家人口率が高くなっており、残りのNo.9, 13法人の集落は、小規模であるが高齢化率は県平

均をやや下回っている。ここで、これらの集落単独で法人となっているのは、No.13のみであり、これは表4でみたように稲作実績はなく、その結果、耕作放棄地率が高くなっているようである。この他の集落は複数の集落とともに法人を組織しており、その総計でその地域の耕作放棄地率を県平均以下にとどめている。

次にNo.12の法人は、法人に経営が移転され、個人農家経営面積が少なくなっているが、高齢化率が50%を上回るにもかかわらず耕作放棄率は低くなっている。これと同じように経営面積が県平均以下で高齢化率が県平均以上で経営条件が悪いNo.4, 10, 19, 24法人の集落は耕作放棄率が低く、後者の二集落は耕作放棄地がない状態である。これに対し、農家1戸当たりの経営面積が県平均を上回るものは、No.12法人を除く関係集落31の内18で58.1%、関係22法人の内13法人で59.1%、また65歳以上の農家人口割合が県平均を下回っているものが関係33集落中18集落で54.5%、関係23法人中10法人で43.5%となっており、この両方とも県平均より好条件となっているのは、No.2, 6, 8, 14, 18, 22, 25の7法人に過ぎない。これらのことから、これらの農業法人が存在する集落は、経営規模と高齢化状況で県平均をやや上回っている程度で特別に好条件に恵まれた農業生産構造のものが組織化しているわけではないのである。

表6 集落の農業生産構造

No.	市町村名	集落名	1戸当 経営 ha/戸	65歳以 上農家 人口%	耕作 放棄 地%	No.	市町村名	集落名	1戸当 経営 ha/戸	65歳以 上農家 人口%	耕作 放棄 地%
1	鹿島町	南講武 北講武	0.71 0.95	27.47 27.78	4.8 1.7	12	弥栄村	門田上 門田下	0.05 0.03	42.42 55.56	- 3.3
2	仁多町	堀	1.09	29.17	3.8	13	益田市	大峯破	0.43	30.14	9.1
3	横田町	大八川	0.51	28.92	3.3	14	美都町	三谷下	1.09	17.86	-
4	木次町	上槻 下槻	0.55 0.44	44.44 28.57	4.7 5.5			三谷中	0.77	30.00	1.4
								三谷上	0.53	22.58	1.2
5	三刀屋町	神代	0.28	30.16	6.5	15	匹見町	下道川下	0.91	37.50	1.6
6	頓原町	門、瀬戸	1.01	29.63	3.5			下道川上	1.09	34.04	2.2
7	頓原町	迫等 武智等	0.86 0.77	38.14 26.72	4.7 1.8	16	津和野町	奥ヶ野	1.41	46.03	1.0
						17	津和野町	三歩市	1.24	34.92	0.8
8	平田市	金山等	0.94	19.33	1.1	18	津和野町	下組	1.63	29.55	0.8
9	佐田町	日の出	0.68	34.78	9.8	19	津和野町	下高野	0.68	41.46	-
		宮の部	0.53	29.33	8.1	20	津和野町	白井等	0.87	37.10	1.4
		横見	0.73	27.66	7.7	22	日原町	堤田	0.89	29.94	3.3
		門曲	0.58	30.61	13.6	24	柿木村	向津	0.46	36.11	-
10	大和村	比敷	0.35	39.29	5.5	25	六日市町	棧敷	1.42	21.28	-
11	羽須美村	下戸河内	0.88	56.52	6.6	島根県			0.69	31.72	8.4

(資料) 農林水産省「2000年世界農林業センサス集落カード島根県版」

(注) 耕作放棄地率 = 耕作放棄地 \* 100 / (経営耕地 + 耕作放棄地)

## (2) 集落型農業法人集落の農村生活構造

集落型農業法人が存在する集落の農村生活構造について示したものが表7である。

これによると、農家の経済的生活基盤としての農業所得と農外所得の状況をBの販売農家とCの第二種兼業農家に対応させ、県平均と比較してみると、それを上回る集落は、前者では20集落、関係31集落で64.5%、後者では15集落で48.4%、両方上回るものは13集落で41.9%存在し、専業の販売農家が県平均以上をやや上回るものの、表6の経営規模と65歳以上農家人口の割合から大規模ではない年金専業販売農家で高齢層に達していない人を中心に集落規模での農業法人化が進められたのである。つまり、No.12法人以外には経営面積が1~2haの農家がないのは、No.10, 12法人のみで、これらの法人の関係集落にはその経営規模の農家が存在し、その中で5ha以上の経営面積の農家が存在するのが2集落にすぎず、効率的農業経営のためには高齢化のことを考慮した場合、組織化、法人化が合理的な集落なのである。

次に、集落の生活における利便性について5000人以上の人口集中地区(DID)までの時間(G)、役場までの時間(H)、スーパーマーケットまでの時間(I)についてみると、すべての項目で1時間以上かかる集落はなく、役場

までの時間は30分~1時間という3集落が最も遠いところで他は30分以内の地域となっており、その周辺の通勤、買い物は全ての集落で可能となっている。この中でDIDまでの時間が、1時間以上かかるのが10集落、スーパーマーケットまでの時間が1時間かかるのが4集落あり、これら集落においてはDIDへの通勤、スーパーマーケットへの毎日の買い物は不便となっている。こうした程度の利便性のある地域でこの農業法人が成立しているのであり、表5でみたようにこれらの集落は、最上流部に多くが位置することから、この程度の利便性が確保されて、複数の1~2ha程度の農業経営者が存在する程度で1農家では農業経営の継続が不可能で組織化が不可欠なところでは、農地と農業用水の利用しやすい集落において農業法人の成立が容易となっているのである。

## 5. まとめ

これまで、日本農業・農村の今後の継続的発展の担い手として個別経営としての大型借地農経営体とともに小規模農家の組織的な対応として集落機能を活かした集落営農の必要性について多くの研究がされてきた。こうした集落営農は、組織化による効率的な生産の拡大とともに

表7 集落の農村生活構造

No.	集落名	A	B%	C%	D%	E%	F%	G	H	I	J	No.	集落名	A	B%	C%	D%	E%	F%	G	H	I	J	
1	南講武	69	83	88	13	-	-	a	b	b	h	12	門田上	10	30	10	-	-	-	b	b	b	f	
	北講武	61	90	77	41	-	-	a	b	b	h		門田下	10	30	10	-	-	-	b	b	b	f	
2	堀	22	95	77	55	-	-	c	b	b	h	13	大峯破	17	71	65	-	-	-	a	c	c	g	
3	大八川	20	65	45	15	-	-	c	c	c	e	14	三谷下	7	71	71	-	14	-	a	b	c	a	
4	上槻	14	79	43	14	-	-	b	c	c	f		三谷中	9	78	44	22	-	-	a	b	c	a	
	下槻	10	60	50	-	-	-	b	c	c	f		三谷上	9	78	33	-	-	-	a	b	c	a	
5	神代	15	7	7	7	-	-	b	c	c	g	15	下道川下	8	88	75	38	-	-	b	b	f	c	
6	門、瀬戸	18	83	56	56	6	-	c	b	b	g		下道川上	12	92	67	25	-	-	b	b	f	d	
7	迫等	27	100	63	22	4	-	c	b	b	e	16	奥ヶ野	20	90	55	20	20	5.0*	b	d	d	e	
	武智等	30	87	77	20	7	3.3*	c	b	b	d		17	三歩市	14	86	50	43	7	-	b	d	d	e
8	金山等	26	81	73	38	-	-	a	b	b	d	18	下組	12	100	83	42	17	-	b	d	d	b	
9	日の出	18	89	61	22	-	-	b	b	b	e	19	下高野	12	67	42	25	-	-	b	c	c	h	
	宮の部	18	56	56	17	-	-	c	b	b	e		20	白井等	16	94	81	19	6	-	c	c	c	h
	横見	11	73	55	9	9	-	c	b	b	c		22	堤田	43	84	58	37	2	-	a	b	c	g
	門曲	11	55	55	18	-	-	c	c	c	d		24	向津	10	60	50	20	-	-	b	b	c	g
10	比敷	8	50	13	-	-	-	b	c	e	c	25	棧敷	9	100	100	11	-	-	a	b	b	d	
11	下戸河内	18	83	22	11	-	-	c	c	e	d	島根県%		100	73	57	16	2	1.4(0.4*)					

(資料) 表5と同じ

(注) A 総農家(100), B 販売農家, C 第二種兼業農家, D 経営面積1~2ha, E 2~3ha, F 3(\*5)ha以上, G (DIDまで) a: 30分未満, b: 30分~1時間, c: 1~1.5時間, d: 1.5時間以上, H (役場までの時間)・I (スーパーまでの時間) a: 農業集落内, b: 同外・15分未満, c: 15~30分, d: 30分~1時間, e: 1~1.5時間, f: 1.5時間以上, J (寄合開催回数) a: 寄合回数4~7回・集落共同作業全戸出役義務, b: 同・集落として管理しない, c: 8~14回・aと同じ, d: 同・集落共同作業農家のみで出役義務, e: 同・bと同じ, f: 15回以上・aと同じ, g: 同・dと同じ, h: 同・bと同じ

に生産および流通費用を低減させてきており, その経営形態も協同組合的な任意組織から組織自体が権利義務の主体となる法人化も進展させてきた。こうして集落営農は, 国民経済的にみて経済合理的な機能を果たしてきたし, その実証的研究もされてきた。しかし, こうした社会的機能を果たす集落営農といっても地域的に全く同一な形態ではなく, 地域に見合った形で進展しており, 組織的性格に合わせた支援策も必要であるが, こうした研究の蓄積はこれまで不十分であった。このような観点で集落営農そのものとその代表的な形態の一つである集落型農業法人の存立基盤について考察してきた。この考察により明らかにされたことは以下のとおりである。

まず, 集落営農の発展状況を現在の存立状況の特徴を見いだすことで明らかにした。それによると集落営農は, 地方別総数では北陸, 近畿が中国より多いが, 稲作組織になると中国が北陸について多かった。これを1都道府県で見ると北海道が最多となるが, ここは稲作が少ないため, 稲作組織になると北陸, 中国が多くなっていた。

次に, 稲作集落営では中国は, 組織数は多いものの, 1集落営農当たりの田の面積は, 都道府県平均の6割強に過ぎず, 19戸以下の組織数が多く, 農産物販売収入がなし

の割合, 10ha未満の割合においてそのことが確認され, その結果, 協業経営体となっているものが全国最低の割合となっていた。

こうした中で, 協業経営体型集落営農を見ると中国の中では比較的多く存在する島根県も総数では全国平均であるが, 集落営農そのものが集落をカバーする割合は, 中国, 島根県ともに高く, 集落全域に影響のある文字通りの組織となっていることが明らかとなった。こうした集落営農の存在状況を島根県の集落型農業法人を事例に見ると利用組合, 農作業受託組合という過程を経て農業法人となっており, 1975年から本格化した島根県の集落振興対策の成果が一要因となっているが明らかとなった。

こうした小規模であるが全国と比べて小規模な農業集落の全域を法人の組織力により維持している島根県の組織の場合, その存立基盤は, 農地および農業用水の利用がそこに住む人たちの判断で行うことが可能な地域であることが明らかとなった。つまり, 集落の農地への他集落からの入作は少なく, 最上流域に位置するために農業用水利用を他集落の影響を受けずに利用できるという位置に存在していることが明らかとなった。このような位

置にあるものの、経営規模、高齢化状態が他より格段に良好ということではないものの、こうした地域資源活用条件と最上流域ということから農業以外に就業機会の選択幅が少ないことから農業生産、生活面で組織的対応を迫られ、物的基盤が比較的容易であったために組織的対応が可能になったのである。

## 注

- 1) このような集落研究の推移については、谷口憲治「中山間地域農村・農林業における集落の役割」『農林業問題研究』第36巻第4号、2001年3月
- 2) 大規模農業経営進展のために集落機能が不可欠であることは、谷口憲治「土地利用型農業経営の規模拡大等経営発展方向 島根県簸川郡斐川町の場合」『平成14年度構造改善基礎調査報告書』中国四国農政局、2003年3月
- 3) 集落研究については、注1)稿で指摘したが、近年、農業水利慣行面から集落機能と日本水稲農業発展における主体としての集落の役割を指摘した研究成果として、長濱健一郎『地域資源管理の主体形成 「集落」新生への条件を探る』日本経済評論社、2003年
- 4) 新政策では、「望ましい稲作経営の展望」で示された「組織経営体」の経営規模は、「一集落ないし数集落に相当する程度」とし、その解説では「35～50ha（主たる従事者が3名の場合）」とある。新農政推進研究会『新政策そこが知りたい』大成出版社、1992年、pp.83-84.
- 5) 「」内と集落型農業法人については、島根県『農業法人（集落営農型）育成マニュアル』<http://www2.pref.shimane.jp/noushin/houjin/>。最近、特定農業法人の法人化前の組織形態である特定農業団体も「担い手」として位置づけられている。農林水産省『担い手の現状と施設の展開方向』2004年3月22日（食料・農業・農村政策審議会企画部会資料）[http://www.maff.go.jp/www/council/council\\_cont/kanbou/nou-son\\_seisaku.htm](http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/kanbou/nou-son_seisaku.htm)
- 6) 島根県は、注5)の資料によると集落営農「1集落あるいは数集落をひとつの単位として組織された営農組合等を中心に、合理的な農業を展開していく営農のこと」と規定し、組織内容により「共同利用型」、「作業受託型」、「協業経営型」の三形態に分けており、2003年度の集落営農アンケート調査では、それぞれ1割、3割、6割としている。島根県における集落機能による農業振興の必要性とその対応については、島根県農業振興課『島根県における集落営農の現状と課題』2001年。また、中山間地域等直接支払制度の集落協定によりその組織化と法人化が進展している。島根県農業経済課『平成15年度中山間地域等直接支払制度の概要』2004年5月。
- 7) 2001年4月現在、「全国の特定農業法人数は71で、内島根県は18で全国最多」であったが、2003年度には、広島県が最多で、次いで島根県が32法人となっている。